余額に対する法人税等残余額に対する法人税額に対する法人税（第二百七条）（第二百八条）（第二百九条）（第二百十条）に、「第二百十一条・第二百十二条」を「第二百十三条・第二百十四条」に改める。

第三条第一項第二号中「法人に」を「者に」に改め、同号ロ中「第五条第十七号イ」を「第五条第二十号イ」に改め、同号に次のように加える。

ハ　その残余財産が公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託の信託財産とされる場合における当該公益信託の受託者

第三条第二項第五号中「若しくはロに掲げる法人」を「からハまでに掲げる者」に改める。

第四条の三第四項中「要件（」の下に「当該合併に係る被合併法人及び合併法人（当該合併が新設合併である場合にあつては、当該合併に係る被合併法人の全て）が法別表第二又は別表第三に掲げる法人のうち、その組合員である事業者又は消費者の相互扶助を目的とする組合その他これに類する団体として財務省令で定めるものである場合には第二号に掲げる要件を」を加え、「、第一号から第四号までに掲げる要件を」を「第五号に掲げる要件を、それぞれ除く。」に改め、同条第八項中「おいて、」の下に「当該分割に係る分割法人及び分割承継法人（当該分割が複数新設分割である場合にあつては、当該分割に係る分割法人の全て）が第四項に規定する財務省令で定める法人であるときは第二号に掲げる要件を、」を加え、「、第一号から第五号までに掲げる要件」を「第六号に掲げる要件を、それぞれ除く。」に改め、同条第二十項及び第二十四項中「第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件」を「第五号に掲げる要件を除く。」に改める。

第五条第一項第二号ホ中「又は」を「、第七十一条の二（民間都市開発法の特例）又は」に改め、同項第十号ホ(3)中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第八条第一項第十五号イ中「イに」を「以下この項及び次項第三号イに」に、「は、その」を「はその」に、「金額」を「金額とし、当該直前の時において調整対象通算法人の株式を有する場合には当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に満たないときにおけるその満たない部分の金額を加算し、又は当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額を超えるときにおけるその超える部分の金額を減算した金額とする。）」に改め、同号ロ中「帳簿価額から」を「帳簿価額（調整対象通算法人の株式にあつては、当該株式の修正帳簿価額を当該分割法人が当該直前に有していた当該調整対象通算法人の株式の数（出資にあつては、金額。ロにおいて同じ。）で除し、これに当該分割型分割により当該分割法人から当該分割承継法人に移転をした当該調整対象通算法人の株式の数を乗じて計算した金額）の合計額から」に、「帳簿価額を」を「帳簿価額の合計額を」に改め、同項第十七号ロ中「帳簿価額」の下に「（調整対象通算法人の株式にあつては、当該株式の修正帳簿価額）」を加え、同項第十八号イ(1)を次のように改める。

(1)　当該資本の払戻し等の日の属する事業年度の前事業年度（当該資本の払戻し等の日以前六月以内に法第七十二条第一項に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出し、かつ、その提出した日から当該資本の払戻し等の日までの間に確定申告書を提出していなかつた場合には、当該中間申告書に係る同項に規定する期間）終了の時の資産の帳簿価額から負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額（当該終了の時から当該資本の払戻し等の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額（次条第一号及び第六号に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）

第八条第一項第二十一号中「第二十三条第三項第五号」を「第二十三条第四項第五号」に改め、同項第二十二号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第十八号ロ」を「第一項第十八号ロ」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に、「第五項」を「第六項」に、「前項第十五号」を「第一項第十五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第十五号及び第十七号並びにこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　調整対象通算法人　前項第十五号の分割型分割又は同項第十七号の株式分配に係る分割法人又は現物分配法人が通算法人である場合における他の通算法人（第二十四条の三（資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人）に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）のうち当該分割型分割又は株式分配に基因して通算終了事由（第百十九条の三第五項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）に規定する通算終了事由をいう。次号において同じ。）が生ずるものをいう。

二　修正前帳簿価額　調整対象通算法人について前項第十五号の分割型分割又は同項第十七号の株式分配に基因して通算終了事由が生じた場合における当該調整対象通算法人の株式を有していた法人の当該株式の第百十九条の三第五項に規定する直前の帳簿価額に相当する金額をいう。

三　修正帳簿価額　調整対象通算法人の株式の修正前帳簿価額に次に掲げる金額をそれぞれ次に定める金額とみなして第百十九条の三第五項（第百十九条の四第一項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。以下この号において同じ。）の規定を適用した場合における第百十九条の三第五項に規定する簿価純資産不足額を加算し、又は当該修正前帳簿価額から次に掲げる金額をそれぞれ次に定める金額とみなして同項の規定を適用した場合における同項に規定する簿価純資産超過額を減算した金額をいう。

イ　前項第十五号の分割型分割又は同項第十七号の株式分配に係る分割法人又は現物分配法人の同項第十五号イに規定する前事業年度（同項第十七号イの規定により当該株式分配を同項第十五号イの分割型分割とみなして同号イに掲げる金額を計算する場合における同号イに規定する前事業年度を含む。）終了の時（当該終了の時が当該調整対象通算法人の事業年度又は同号イに規定する中間申告書に係る法第七十二条第一項に規定する期間（前項第十七号イの規定により当該株式分配を同項第十五号イの分割型分割とみなして同号イに掲げる金額を計算する場合における同号イに規定する中間申告書に係る同条第一項に規定する期間を含む。）終了の時でない場合には、当該前事業年度終了の時の属する当該調整対象通算法人の事業年度（当該事業年度が当該分割型分割又は株式分配の日の前日の属する事業年度である場合には、その前事業年度）終了の時。(1)及びロにおいて「前期期末時」という。）において当該調整対象通算法人の有する資産の帳簿価額の合計額（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）　当該調整対象通算法人の第百十九条の三第五項第一号に掲げる金額

(1)　前期期末時から当該分割型分割又は株式分配の直前の時までの間に当該調整対象通算法人の資本金等の額又は利益積立金額（次条第一号及び第六号に掲げる金額を除く。ロ(1)において同じ。）が増加した場合　その増加した金額

(2)　当該調整対象通算法人が当該分割型分割又は株式分配の直前の時に他の調整対象通算法人の株式を有する場合において、当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に相当する金額として財務省令で定めるところにより計算した金額に満たないとき　その満たない部分の金額